平成２１年（フ）第７５７２号
大阪府豊中市岡町北２丁目７番５号
債務者　齊藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２号
大分県別府市大字南立石1027番地
債務者　川野　　長
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２０８号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目65番地　山路ハイツ301号
債務者　疋田　　強
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１６号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目５番８号　橋本文化
債務者　堤　　冨子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７１号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目２番７―102号
債務者　太田　寛容
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７７４号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14番１―302号
債務者　前田　麗子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０１７号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目16番26号
債務者　ティーズキューズ，ブリッツこと　長谷川輝幸
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０１８号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目16番26号
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２９６号
仙台市青葉区吉成１丁目２番８号
債務者　遠藤　　俊
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
宮城県名取市愛島笠島字北台98番地
債務者　森　　由紀
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
宮城県名取市箱塚１丁目５番24号
債務者　渡辺　高雄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３７号
仙台市青葉区台原６丁目９番10号　フォーレストヒルズ107
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０７号
仙台市若林区堰場12番地の５　ソレアード舟丁608
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０８号
仙台市青葉区中山吉成３丁目６番25号
債務者　土田　智美
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２５号
仙台市若林区若林３丁目15番５号　金子アパート201
債務者　板宮　明子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２８号
仙台市若林区上飯田２丁目５番２号
債務者　柿沼亜梨沙
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３４号
仙台市太白区長町南２丁目13番32―103号
債務者　大海　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４４号
仙台市太白区長町８丁目５番５―705号
債務者　菅井　四郎
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係